UR都市機構

原状回復負担区分

《故意・過失による損耗・毀損等と考えられるもの》

・カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ
・畳の変色、フローリングの色落ち（日照等により発生したもの）
・キャスター付の椅子等によるフローリングのキズ、へこみ
・引っ越し作業等で生じたひっかきキズ
・台所の油汚れ
・天井に直接つけられた照明器具のあと
・結露を放置したことにより拡大したカビ、シミ
・飼育ペットによる柱等のキズ
・冷蔵庫下のサビ汚損
・手入れを怠って発生した浴室のカビ、水アカ

お問い合わせは下記へお願い致します。
株式会社アクセルホーム月島店
（住所）東京都中央区月島１－１６－８
（電話）03－5547－3770
（アドレス）tsukishima@axel-home.co.jp